

みなかみ町地域遺産認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域に慣れ親しまれ、継承されてきた貴重な文化資源を、みなかみ町地域遺産(以下「地域遺産」という。)として認定し、郷土の宝として顕彰することで、後世への継承を期待し、地域の個性ある創造に寄与することを目的としてみなかみ町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が実施するみなかみ町地域遺産認定制度について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 本制度による認定の対象となる地域遺産は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、群馬県文化財保護条例(昭和51年群馬県条例第39号)及びみなかみ町文化財保護条例(平成17年みなかみ町条例第230号)の規定による指定、登録、選択、選定又は認定(以下「法等の規定による指定等」という。)がなされていないもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 有形文化財(建造物、絵画、彫刻、古文書その他歴史資料であって、歴史的、芸術的かつ学術的価値を有するものをいう。)
- (2) 無形文化財(伝統芸能、工芸技術等の優れた人の技であって、芸術的かつ歴史的価値を有するものをいう。)
- (3) 無形民俗文化財(民俗芸能、年中行事、祭礼、口承文芸等であって、地域で長く受け継がれているものをいう。)
- (4) 有形民俗文化財(無形民俗文化財に用いられる道具類、仕事道具、生活道具等であって、町民の生活の推移の理解に役立つものをいう。)
- (5) 史跡、名勝、天然記念物(遺跡、古墳、庭園、寺社境内地、樹木、植物群生地等であって、歴史的、芸術的かつ学術的価値を有するものをいう。)
- (6) 伝統的建造物群(伝統的な建造物によって構成される町並み等であって、歴史的価値を有するものをいう。)
- (7) 文化財保存技術(本町の文化財を維持保存するために必要と認められる技術をいう。)
- (8) 文化的景観(棚田、里山、古街道等の人々の生活や地域風土に根ざした景観地であって、地域の生活や生業の理解に役立つものをいう。)

(認定候補の推薦)

第3条 本制度による認定の対象の候補となる地域遺産は、次の各号のいずれかに該当するものから推薦されたものとする。

- (1) みなかみ町民
- (2) 行政区等の団体
- (3) みなかみ町文化財調査委員

2 前項の規定による地域遺産の候補を推薦しようとするもの(以下「推薦者」という。)は、教育委員会に推薦書(様式第1号)を提出するものとする。

3 推薦者は、同意書(様式第2号)により所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

(認定)

第4条 地域遺産の認定は、教育委員会が行う。

2 教育委員会は、地域遺産の認定に当たり、みなかみ町文化財調査委員会に意見を聞かなければならない。

(認定書の交付)

第5条 教育委員会は、地域遺産の所有者等に対して認定書(様式第3号)を交付する。

(管理)

第6条 地域遺産の管理は、所有者等が行うものとする。

2 前項の管理に必要な経費は、所有者等の負担とする。

3 所有者等は、地域遺産の管理又は現状変更に際して、教育委員会に助言を求めることができる。

(所有者等の変更)

第7条 地域遺産の所有者等又は推薦者は、認定された地域遺産の所在地、所有者等に変更が生じた場合は、所有者等変更届(様式第4号)により、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

(滅失及び損傷)

第8条 地域遺産の全部若しくは一部が滅失、損傷し、又はこれを亡失したときは、所有者等は、滅失等届(様式第5号)により、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更)

第9条 地域遺産の現状を変更又はその保存に影響を及ぼす行為をするときは、所有者等は、現状等変更届(様式第6号)により、その旨を教育委員会に届け出るものとする。

(地域遺産の顕彰)

第10条 町及び所有者等は、地域遺産に関する情報の顕彰及び発信に努めるものとする。

(認定の解除)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域遺産の認定を解除する。

- (1) 当該地域資産が滅失、亡失、損傷等により地域遺産としての価値を失った場合
- (2) 当該地域資産の所有者等から認定解除の申出があった場合
- (3) 当該地域資産が法等の規定による指定等がなされた場合
- (4) その他特別な事由があった場合

2 教育委員会は、前項による認定を解除した場合は、認定解除通知書(様式第7号)により、所有者等に通知するものとする。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。